

町田市公共下水道事業の経過

年 月	内 容
1964年11月	鶴川団地開発に伴い109.69ヘクタールの認可を取得し、公共下水道に着手する。
1965年1月	町田市終末処理場(現鶴川ポンプ場)の認可を取得し、建設工事に着手する。
1967年12月	鶴川下水処理場の運転を開始する。
1971年11月	原町田処理区346.70ヘクタール(町田駅周辺中心市街地)、鶴川処理区12.31ヘクタール、町田下水処理場の認可を取得する。
1972年12月	町田下水処理場の建設工事に着手する。
1977年10月	町田下水処理場の運転を開始する。
1978年8月	町田処理区2110.78ヘクタールの認可を取得する。
1982年3月	鶴川処理区399.30ヘクタール(鶴川、能ヶ谷、三輪他)及び鶴川第二下水処理場20.12ヘクタールの認可を取得する。
1984年3月	横浜処理区27.00ヘクタール(つくし野)の認可を取得する。
1985年10月	鶴川第二下水処理場の建設工事に着手する。
1988年2月	町田処理区159.97ヘクタール(木曾他)、鶴川処理区0.60ヘクタールの認可を取得する。
1989年8月	鶴川処理区413.30ヘクタール(金井、大蔵他)、川崎処理区1.36ヘクタールの認可を取得する。
1990年2月	鶴川第二下水処理場の運転を開始する。
1990年5月	鶴川処理区4.60ヘクタール(三輪緑山)、南多摩処理区174.2ヘクタール(小山ヶ丘)の認可を取得する。
1992年1月	鶴川処理区30.80ヘクタール(三輪地区調整区域の一部)の認可を取得し、鶴川下水処理場を廃止する。
1994年8月	鶴川第二下水処理場の名称を鶴見川クリーンセンターに変更する。 基本計画見直しによる施設計画諸元(計画汚水量、流出係数等)の変更に伴う幹線の変更及び鶴川処理区1,075.80ヘクタール(小山馬場十字路まで)、川崎処理区24.96ヘクタール(金井)、横浜処理区9.50ヘクタール(鶴間)の認可を取得する。 町田下水処理場、鶴見川クリーンセンターの処理能力の変更を行う。
2000年11月	行政界変更に伴う区域変更、市街化区域への用途変更、相模原市・川崎市に隣接する区域の一部変更により、町田処理区3.76ヘクタール(木曾)、鶴川処理区8.58ヘクタール(下小山田)、川崎処理区19.08ヘクタール(能ヶ谷)の認可を取得する。
2004年2月	基本計画見直しによる施設計画諸元(計画汚水量)の変更及び鶴川処理区291.97ヘクタール(JR横浜線相原駅まで)の認可を取得する。 町田下水処理場、鶴見川クリーンセンターの処理方式の変更を行う。 事業期間(2005年度末まで)を2010年度末まで延長する。
2005年3月	相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により、町田処理区0.32ヘクタールの認可を取得する。 町田下水処理場の名称を成瀬クリーンセンターに変更する。
2006年3月	八王子市との行政界変更に伴い、一部区域の変更を行う。
2008年2月	相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により町田処理区0.02ヘクタールの認可を取得すると共に、整備区域の拡大を図るため鶴川処理区169.34ヘクタール(八王子市との市境まで)の認可を取得する。 事業期間(2010年度末まで)を2013年度末まで延長する。
2011年3月	基本計画見直しによる施設計画諸元(人口、計画汚水量等)の変更、鶴川処理区と南多摩処理区の区域変更及び相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により町田処理区0.49ヘクタール、鶴川処理区33.32ヘクタールの認可を取得する。 事業期間(2013年度末まで)を2015年度末まで延長する。
2014年4月	相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により町田処理区0.15ヘクタール、鶴川処理区0.25ヘクタールの認可を取得する。
2015年11月	雨水の主要な管渠の変更を行う。(排水ルート、管径及び放流量について) 事業期間(2015年度末まで)を2020年度末まで延長する。
2017年7月	相模原市との行政界変更に伴う一部区域の変更により鶴川処理区(0.28ヘクタール)を事業計画区域に追加する。 「町田市公共用水域水質改善10ヵ年計画」に基づいて、市街化調整区域の一部区域(鶴川処理区、17.29ヘクタール)を事業計画区域に追加する。 下水道法改正に伴う維持管理に関する項目を追加する。
2018年4月	成瀬クリーンセンターの処理方法の一部を変更する。 雨水幹線の管径及びルートの一部を変更する。